

『信州大学人文科学論集』  
Shinshu Studies in Humanities  
投稿規程

## 1. 投稿の条件

『信州大学人文科学論集』（以下、紀要）への投稿の条件は以下の通りである。

- (1) 国立大学法人信州大学（以下、信州大学）及び人文学部が認める公的機関・非営利団体が管理する電子データベースへの当該著作物の掲載及び公開を承諾すること。なお、特別の理由により当該著作物の一部又は全部について電子的に公開することが不可能な場合には、その旨を紀要編集委員会が指定する形式で当該著作物の当該部分ないし全文の末尾に記すこと。
- (2) 紀要に掲載される当該著作物の内容についての責任は、著者が負うこと。

## 2. 投稿資格

- (1) 投稿資格を有する者（以下、投稿資格者）は次の通り。

信州大学人文学部並びに同大学院総合人文社会科学研究科人間文化学分野及び心理学分野（松本地区）（以下、人文学部等）の教員（専任教員、特任教員、名誉教授）。ただし、人文学部教授会が特に必要と認めた場合は、人文学部等教員以外の者にも投稿を許可することができる。

なお、学部関連行事に伴う投稿については、紀要編集委員会においてその可否を審議し、結果を教授会に報告するものとする。この場合、投稿を認める巻号は、原則として、当該行事実施の次年度発行分とする。

- (2) 連名により投稿する場合には、筆頭著者は投稿資格者でなければならない。
- (3) 投稿は、1冊につき投稿資格者1人1篇とする。ただし、連名による投稿の場合については、この限りでなく、都合、単著投稿1篇・共著投稿1篇まで認める。

## 3. 原稿の掲載

投稿原稿は、人文科学諸分野の発展に寄与することを目的とし、紀要編集委員会が定める学内外の専門家・識者に委嘱した査読結果をもとに紀要編集委員会が掲載の可否を決定する。

## 4. 投稿原稿の内容

投稿資格者は、以下の内容の原稿を投稿できる。

- ・学術論文
- ・講演記録
- ・研究資料紹介
- ・その他、教授会が認めたもの

## 5. 受理日及び掲載承認日の記載

当該著作物が紀要編集委員会に受理された日を受理日とし、投稿原稿については掲載承認が決定された日を掲載承認日とする。これらを本文末尾に記載する。

## 6. 発行期日

紀要は原則として年2回発行し、2冊分をもって1号とする。3月末日発行（以下

「3月発行」と9月末日発行（以下「9月発行」）である。

## 7. 投稿締切

投稿締切日について、3月発行分は10月末日、9月発行分は4月末日とする。投稿者は、3月発行分については9月末日までに、9月発行分については3月末日までにあらかじめ応募の上、紀要編集委員会の定める窓口に投稿しなければならない。

## 8. 執筆要項

- (1) 投稿原稿のうち学術論文は未発表のものとする。
- (2) 和文3万字、欧文1万5000語以内を目安とする。その他の言語を使用する場合はこれらに準ずる。
- (3) 連名により投稿する場合には、著者全員の所属機関と職名等を注に記す。
- (4) 原稿に付すサマリーは、随意とする。この場合において、当該サマリーの字数・語数は、原稿1篇の字数・語数に算入するものとする。
- (5) 原稿のはじめに、5語以内のキーワードを付記する。
- (6) 投稿に際して欧文タイトルを紀要編集委員会に伝えることとする。
- (7) 投稿は、電子的データ及び打ち出し原稿の双方によることを原則とし、使用したソフトウェア名を明記するものとする。
- (8) 著者校正は、再校までとし、校正期間（概ね7日以内）は、初校・再校の都度、紀要編集委員会が決定する。校正に当たっては、敏速を旨とし、校正段階での原稿の追加訂正は、極力控えるものとする。
- (9) その他、掲載時の書式等の詳細については、人文学部紀要『信州大学人文科学論集』内規に基づくものとし、応募がなされた時点で投稿予定者に別途伝える。

## 9. 著作権

紀要に掲載された論文等の著作権は、著作権法並びに文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約の定めにより、著者本人に帰属する。